

# 福岡県公報

平成十八年八月三十日  
第二千五百七十七号

増刊 ①

規則（第七十二号）  
目次

○福岡県産炭地労働者体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

（労働政策課）……………一

規則

福岡県産炭地労働者体育施設条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年八月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第七十二号

福岡県産炭地労働者体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県産炭地労働者体育施設条例施行規則（昭和四十六年福岡県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「及びロッカーの使用料」を削り、同条第一項中「及び福岡県大牟田ハイツ体育施設」を削り、同条第三項を削る。

第三条を削る。

第三条の二第一項を次のように改め、同条を第三条とする。

庭球場の使用時間は、午前八時三十分から午後八時までとする。

第五条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

この規則は、平成十八年九月一日から施行する。

附則

発行  
福岡県市  
(博多区東公園七番  
総務部行政経営企画課)

販印  
壳刷  
九福岡市  
チ博多区  
| 東比  
エ惠二  
ツ株目  
式九  
会一  
社号

定価  
一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)